

二、事業主側

会員名
代表者
会員金
車両
金
業者
自轉車附屬品製造
企畫委託ナシ

使用勞働者一一四名(内一二名)

三、勞働者側

會議參加人員

六〇名(但し発生当時)

会員加入者

尚未全屬産業労働組合

四

章議發生一時

十一月二十日

章議發生一原因

工場主ハ營業不振=賄り毎月二千五百円ノ欠損ラミルニ至リ
タルヲ以テ窮状打開策トシテ總括的ニ請負工賃三割一減下ラ

發表ンタルニ端ヲ發ス

六、要事項及交渉状況

二十六日前十時組合本部眞躰山正之ヲ交渉委員トシテ後業
員代表岸田隆吉外二名ハ工場主ト會見シ口頭ラ以テ三割一値
下ハ前駄ナルヲ以テ讓歩ニラレ度ニ旨意願シタルニ拒絶ニラ
レ其ノ終引揚ラシリ

七、経過

(1) 事業主側

三割一値下ラニ鳥スニ尚一ヶ月八百円位ノ欠損ハ免レナル、状
況ニシテ之ヲ解決ニハ相處不憲ニシ、アルモ目下、必妥協又
ハ讓歩ニシキ何等成案ナシ

(2) 勞働者側

後業員中「ハンド製作部」「鋳物部」「調製部」「鍛金部」
レ「火薬部」ノ十四名ハ工場主一勞働ヲ已ムハ得ストシ